令和 介護サービス事業者一般監査提出資料 自主点検表 (特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売)

事業所番号							
事業所の名称							
事業所の所在地	₹						
連絡先	電話番号	FAX番号		еメール			
開設法人の名称							
開設法人の代表者名							
管理者名							
記入者	職名			氏名			
記入年月日	令和	年	F	1	B		

川越市福祉部指導監査課

電話番号:049-224-6237 e-mail:shidokansa★city.kawagoe.lg.jp (@部分を「★」と表示しています。)

自主点検表の作成について

趣旨

趣目 利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。 そこで市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等運営指導マニュアル等を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

実施方法

- (1) 毎年定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市 へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- 複数の職員で検討のうえ点検してください。 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。 「はい・いいえ」等の判定については、該当する項目に**ビ**をするか、〇で囲ってください。
- 特定介護予防福祉用具販売の指定を受けている事業所は、第2も点検してください。
- 根拠法令・参考資料の名称

この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、以下のとおりです。

略称	名 称
法	介護保険法(平成9年法律第123号)
施行令	介護保険法施行令(平成10年政令第412号)
施行規則	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
平24条例46	川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24年12月21日条例第46号)
平24条例47	川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス 等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年12月 21日条例第47号)
平25規則34	川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年3月29日規則第34号)
平25規則35	川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス 等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(平成 25年3月29日規則第35号)
平11厚令37	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令 第37号)
平18厚労令35	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)
平11老企25	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日 老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年11月9日法律第 124号)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
第1-1 一般原則(特定福祉用具販売)		
1 一般原則 (1) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第3条 1項
(2) 指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、関係する市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第3条 2項
(3) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第3条 3項
(4) 指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	はい・いいえ ・該当なし	※ 指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものです。この場合において、「科学的介護情報システム(LIFE:Long-term care Information system For Evidence)」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。	
第1-2 基本方針(特定福祉用具販売)			
1 基本方針 (1) 特決の事業は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	はい・いいえ・該当なし	つ 介護保険の給付対象となる福祉用具は、「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定予防護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」の種目及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」(平成12年1月31日老企第34号)において定められた種目となります。 (1) 腰掛便座次のいずれかに該当するものに限る。 一 和式便器の上に置いて高さを補うものもののは、活式便器の上に置いて高さを補うものを対してが式で便座があるとに満助できる機能を有しているもののでは、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において水洗機能を有する便器(居室において水洗機能を有するのとのである。 四 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において水洗機能を有するのとのである。 四 便を、バケツ等からなり、移動可能であるをのに限る)	
		(2) 自動排泄処理装置の交換可能部品 (3) 排泄予測支援機器 膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの (4) 入浴補助用具 座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る - 入浴用椅子 二 浴槽用手すり 三 浴槽内椅子 四 入浴台 浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		五 済	平11老企25第2· 2(3)
第1-3 人員に関する基準(特定福祉, 1 基本的事項(用語の定義)	用具販売)	当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象 とします。 〇 「常勤換算方法」(用語の定義)	
		当該事業所の従業者の勤務延時間数部32時間数部33時間数の過32時間数の過32時間数の過32時間数の過32時間数の過32時間数が重要的動務するが動務する場合のは過32所の過去者が動物を主義が動物を主義が動物を主義が動物を主義が動物を主義が動物を主義が動物を主義が動物を主義が動物を主義が動物を主義が動物を主義が動物を主義が動物を主義が動物を主義がある。 「本学の大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大	平11老企25第2・2(1)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		とと「当該事のでは、	平11老企25第2· 2(4)
2 基本的事項(労働時間の管理) (1)従業員の労働時間(始業・終業時刻)は、次のいずれかの方法により適正に把握されていますか。 ① 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録 ② タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録を基礎として確認し、適正に記録	はい・いいえ ・該当なし	 ○ ①、②によらず、自己申告制により労働時間を把握せざるを得ない場合は「労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」4 (3)に定める措置を講じる必要があります。 ○ 労働時間の記録(出勤簿、タイムカード等)は、5年間保存しなければなりません。 	把握のための使用 者が講ずべき措置 に関するガイドラ イン(平成29年1月 20日付け基発0120 第3号)
3 従業者 (1) 事業者ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で2人以上配置されていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 福祉用具専門相談員は、次のいずれかに該当する者とします。 ① 保健師 ② 看護師 ③ 准看護師 ④ 理学療法士 ⑤ 作業療法士 ⑥ 社会福祉士 ⑦ 介護 福祉士 ⑦ 介護 装具士 ⑧ 福祉用具専門相談員指定講習事業者により行われる当該講習課程を修了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該福祉用具専門相談員指定講習事業	平24条例46第95条

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		専門相談員が表示でする。 専門相談員の員数については、常勤換算用 専門相談員の員数については、常勤換算用 専門相談員の員数については、常勤換算用 専門相談員の員数については、常勤換算用 専門相談員の員数については、常勤換用 東福祉福祉和 東京福祉和 東京等等ででは、 東京等等ででは、 東京等等ででは、 東京等等ででは、 東京でののでは、 東京等等では、 東京等ののでは、 東京でののでは、 東京でののでは、 東京でののでは、 大きでののできるでののである。 でいて、 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 であるののと 大きであるののであるのと 大きには、 本がには、 には、 であるののであるののであるのであるのであるのであるのであるのであるのであるのであ	準用(平11老企25 第3・11・1(1)③)
4 管理者 (1) 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。	はい・いいえ・該当なし	○ ただででは、	平24条例46第96条 平11老企25第3・ 12・1(2) (準用1・1(3))
第1-4 設備に関する基準(特定福祉用 1 設備及び備品等			TT 05 +8 Pul 0 4 07 00 4 0
(1) 事業の運営を行うために必要な広 さの区画を有するほか、特定福祉 用具販売の提供に必要なその他の 設備及び備品等を備えています か。	はい・いいえ ・該当なし	○ 購入申込の受付、相談等に対応するために適切なスペースを確保してください。○ 他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、特定福祉用具販売の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとします。	第1項 平11老企25第3・
第1-5 運営に関する基準(特定福祉用	月具販売)		
1 内容及び手続の説明及び同意 (1) サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事でいて、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ① 運営規程の概要 ② 福祉用具専門相談員の勤務体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ○ 同意については、利用者及び特定福祉用具販売事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。	平24条例46第97条 (準用第6条) 準用(平11老企25第 3・1・3(2))

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
2 提供拒否の禁止 (1) 正当な理由なくサービスの提供を 拒んでいませんか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはいけません。 ○ サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。 ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合	(準用第7条)
3 サービス提供困難時の対応 (1)通常の事業の実施地域、取り扱う 特定福祉用具の種目等を勘案し、 利用申込者に自ら適切なあるとに を提供することが困難申込者にと めた場合は、当該利用申込者に係 る居宅介護支援事業者への連絡 適当な他の特定福祉用具な措 者等の紹介、その他必要な措 速やかに講じていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第231条 (準用第7条)
4 受給資格等の確認 (1) サービスの提供を求められた場合 は、その者の提示する被保険者証 によって、被保険者資格、要介護 認定の有無及び要介護認定の有効 期間を確かめていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第231条 (準用第8条第1項)
(2) 被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第231条 (準用第8条第2項)
5 要介護認定の申請に係る援助 (1) サービスの提供の開始に際し、要 介護認定を受けてい利用申 者については、要介護認定かを が既に行われているかどうかを確 認し、申請が行われての意思を踏合 は、当該利用申込者の意思を踏ま えて速やかに当該申請が行われす よう必要な援助を行っています か。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第231条 (準用第9条第1項)
(2) 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第231条 (準用第9条第2項)
6 心身の状況等の把握 (1) サービスの提供に当たっては、 サービス担当者会議等を通じて、 利用者の心身の状況、その置かれ ている環境、他の保健医療サービ ス又は福祉サービスの利用状況等 の把握に努めていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第231条 (準用第10条)
7 居宅介護支援事業者等との連携 (1) サービスを提供するに当たって は、居宅介護支援事業者その他の 保健医療サービス又は福祉サービ スを提供する者との密接な連携に 努めていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第231条 (準用第11条第1項)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(2) サービス提供の終了に際しては、 利用者又はその家族に対して適切 な相談又は助言を行うとともに、 当該利用者に係る居子介護支援事 業者に対する情報の提供及び保健 医療サービス又は福祉サービスを 提供する者との密接な連携に努め ていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第231条 (準用第11条第2項)
8 居宅サービス計画に沿ったサービ スの提供			
(1) 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第231条 (準用第13条)
9 居宅サービス計画等の変更の援助 (1) 利用者が居宅サービス計画の変更 を希望する場合は、当該利用者に 係る居宅介護支援事業者への連絡 その他の必要な援助を行っていま すか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、特定福祉用具販売事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。 ○ 利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。	準用(平11老企25第 3・1・3(8))
10 身分を証する書類の携行 (1) 従業者に身分を証する書類(身分を明らかにする証書や名札等)を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨の指導をしていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 証書には、当該特定福祉用具販売事業所の名称、当該福祉用具専門相談員の氏名を記載するものとし、 当該相談員の写真の貼付や職能の記載を行うことが 望ましいです。	(準用15条)
1 1 サービスの提供の記録 (1) サービスを提供した際には、サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況ス提供記録、業務日誌等)に記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、より、で付その情報を提供していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 「その他の適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどです。なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は完結の日から2年間保存しなければなりません。 ○ 記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。 ① 特定福祉用具販売の提供日② 種目及び品名 ③ 利用者の心身の状況 ④ その他必要な事項	
12 販売費用の額等の受領 (1) サービスの提供をした際には、当 該特定福祉用具の購入に要した費 用の額(以下「販売費用の額」と いう)の支払を受けていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 「販売費用の額」とは、現に当該特定福祉は、の期の額」とは、現に当該特定福祉、を相具の額の額が、現に、をであり、事業の実施地域において特定福祉、現の実施地域において特定福祉、現の変通費等が高いのでは、現のでは、現のでは、現のでは、現のでは、現のでは、のでは、は、は、は、	第1項 平11老企25第3・ 12・3(2)①)
(2) (1)の支払を受ける額のほか、次	はい・いいえ	│ │ ○ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分	平25規則34第226条

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
の費用の額の支払を受けることができますが、費用の額の受強を行う場合は適切に行っていますか。 ① 通常の事業の実施地域以外の地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費 ② 特定福祉用具の搬入に通常必要となる人数以上の従業者が必要になる場合等特別な措置が必要な場合	・該当なし	されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。	第2項 平11老企25第3・ 12・3(2)②)
の当該措置に要する費用 (3) (2)の費用の額に係るサービスの 提供に当たっては、あらかじめ、 利用者又はその家族に対し、当該 サービスの内容及び費用について 説明を行い、利用者の同意を得て いますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第226条 第3項 平11老企25第3・ 12・3(2)③ (準用1・3(11))
13 保険給付の申請に必要となる書類等の交付(1) 特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、右に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付していますか。	はい・いいえ ・該当なし	① 当該特定福祉用具販売事業所の名称、販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書② 領収書③ 当該特定福祉用具のパンフレットその他当該特定福祉用具の概要	平25規則34第227条
1 4 指定特定福祉用具販売の基本取扱 (1) 特定福祉用具販売は、利用者の要 介護状態の軽減又は悪化の防止並 びに利用者を介護する者の負担の 軽減に資するよう、その目標を設 定し、計画的に行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第231条 (準用第212条第1 項)
(2) 常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具を販売していますか。(3) 自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ってい	はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第231条 (準用第212条第2 項) 平25規則34第231条 (準用第212条第3
ますか。 15 指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針 (1) サービスの提供に当たっては、特定福祉用具販売計画に基づき、特	はい・いいえ・該当なし		項) 平25規則34第228条 第1号
定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ていますか。			
(2)対象福祉和具に係る指定を特定に係る指定の提供にの場合を指定を持て、対象福祉の提供によりでは、当時では、対策をでは、対策をでは、対策をでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	はい・いいえ ・該当なし	○ 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に係る指定特定福祉用具質与する。 当たっては、規定に基づき、福祉用具質を表現のいずれかを利用者が選り下等、利用者の選択である。 るません。 ません。また、場でに当たるが、利用者の身療、活で、 提案に当たっながら、護すに当りを持た、では、 環境法士、で言語に位置を持定、といるでは、 で言語に位置では、 で言語に位置では、 で言語に位置では、 で言語に位置では、 で言語に、 の の の の の の の は の は の に の の に の の の の の	第2号 平11老企25第3・ 12・3(4)②

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		療法士、言語聴覚士からのいずれかの意見を介護支援専門員等と連携するなどの方法により聴かするものとしますが、利用者の安全の確保や自立を支援する必要性から遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。	
(3) サービスの提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態に関し、点検を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第228条 第3号
(4) サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行ったうえで、必要に応じて利用用させながら使用方法の指導を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし	 ○ 特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明してください。 ○ 「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定福祉用具の製造事業者、特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいいます。 	第4 号
(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉 用具販売の提供に当たっては、利 用者等からの要請等に応じて、販 売した対象福祉用具の使用状況を 確認するよう努めるとともに、必 要な場合は、使用方法の指導、修 理等を行うよう努めていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 対象福祉用具に係るサービスを提供した福祉用具専門相談員は利用者等に対し、福祉用具の不具合時の連絡等使用に当たっての要請が行えるよう連絡先を情報提供してください。	第5号
(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。 (7) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利力を	はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし	○ (6) 及び(7) は、当該利用者又は他の利用者等の生命 又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除 き、身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様 及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急 やむを得ない理由を記録しなければならないことと したものです。 また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、 非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことにつ いて、組織等としてこれらの要件の確認等の再容 きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容	の2第1項第1号 平11老企25第3・ 12・3(4)⑦
の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 (8) 居宅サービス計画に特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必	はい・いいえ ・該当なし	について記録しておくことが必要です。 なお、当該記録は、2年間保存しなければなりません。 福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報 提供を行う等の必要な措置を講じてください。	平25規則34第228条 第6号 平11老企25第3・
要な理由が記載されるように必要な措置を講じていますか。 16 特定福祉用具販売計画の作成 (1) 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、特定福祉	はい・いいえ ・該当なし	○ 福祉用具貸与の利用がある場合は、福祉用具貸与と 特定福祉用具販売に係る計画は、一体のものとして 作成してください。	12・3(4)④ 平25規則34第229条
では、特定権成 用具販売の目標、出該目標を するための具体的なサービス内容 等を記載した特定福祉用具販売計 画を作成していますか。		「作成してください。 「福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の利用目標、当該機種を選定した理由等を記載してください。その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載してください。なお、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って特定福祉用具販売計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。	平川老座25第3・12・3(4)⑥イ、ロ

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
宅サービス計画が作成されている 場合は、当該居宅サービス計画の 内容に沿って作成していますか。	・該当なし		第2項
(3) 福祉用具専門相談員は、特定福祉 用具販売計画の作成に当たって は、その内容について利用者又は その家族に対して説明し、利用者 の同意を得ていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第229条 第3項
(4) 福祉用具専門相談員は、特定福祉 用具販売計画を作成した際には、 当該特定福祉用具販売計画を利用 者に交付していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 特定福祉用具販売計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されるければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容等を説明したうえで利用者の同意を得なければならず、また、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付したければなりません。なお、特定福祉用具販売計画は、完結の日から2年間保存しなければなりません。	第4項 平11老企25第3·
		○ 当該居宅サービス計画を作成している居宅介護支援 事業者から特定福祉用具販計画の提供の求めがあっ た際には、当該特定福祉用具販計画を提供すること に協力するよう努めてください。	
(5) 福祉用具専門相談員は、対象福祉 用具に係る指定特定福祉用具販売 の提供に当たっては、特定福祉用 具販売計画の作成後、当該特定福 祉用具販売計画に記載した目標の 達成状況の確認を行っています か。	はい・いいえ ・該当なし	○ 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該計画の作成後、少なくとも1回、当該計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとします。なお、目標の達成状況の確認方法は、訪問に限らず、本人や関係者へのテレビ電話装置等の活用に際しては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適な情報のがイダンス」、厚生労働省「取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「ン」を遵守してください。	平25規則34第229条 第5項 平11老企25第3・ 12・3(4)⑥二
17 利用者に関する市町村への通知 (1) 利用者が右のいずれかに該当する 場合は、遅滞なく、意見を付して その旨を市町村に通知しています か。	はい・いいえ ・該当なし	① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。② 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。	(準用22条)
18 管理者の責務 (1) 管理者は、当該事業所の従業者の 管理及びサービスの利用の申込み に係る調整、業務の実施状況の把 握その他の管理を一元的に行って いますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第231条 (準用44条第1項)
(2) 管理者は、当該事業所の従業者に 「指定居宅サービス等の事業の人 員及び運営に関する基準」第14章 の規定を遵守させるため必要な指 揮命令を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第231条 (準用44条第2項)
19 運営規程 (1) 事業所ごとに、次に掲げる事業の 運営についての重要事項に関する 規程(運営規程)を定めています か。	はい・いいえ ・該当なし	○ ②のうち、「従業者の員数」は、日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員に関する基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありませ	(準用第215条)
 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務内容 営業日及び営業時間 指定特定福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売 		ん。 〇 ④の「福祉用具販売の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものです。「販売費用の額」としては、特定福祉用具販売の販売費用の額を、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている費用の額並びに必要しては、徴収が認められている費用の額並びに必要しては、	平11老企25第3· 12·3(9)③

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等	
費用の額その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 虐待の防止のための措置に関 する事項 ⑦ その他運営に関する重要事項		に応してその他のサービスに係る資用の額を規定するものです。 個々の福祉用具の販売費用の額等については、その額の設定の方式及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しません。		
		○ ⑤の「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。	準用(平11老企25第 3・1・3(19)④)	
		○ ⑥の「虐待の防止のための措置に関する事項」は、 虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、 従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待 が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す 内容を規定します。	準用(平11老企25第 3・1・3(19)⑤)	
20 勤務体制の確保等 (1) 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 原則として月ごとの勤務表を作成し、福祉用具専門 相談員の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常 勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてくださ い。	(準用第87条第1項)	
(2) 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。(ただ	はい・いいえ ・該当なし	○ 特定福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該事業所の従業者たる福	平25規則34第231条(準用第87条第2項)	
し、利用者のサービス利用に直接 影響を及ぼさない業務については この限りではありません。)		祉用具専門相談員が行うべきですが、特定福祉用具 の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサー ビスの利用に直接影響を及ぼさない業務について は、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わ せることが認められるものとしたものです。	準用(平11老企25第 3・12・3(9)②口)	
(3) 適切な指定福祉用具貸与の提供を 確保する観点から、職場において 行われる性的な言動又は優越的な	はい・いいえ ・該当なし	○ 事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講 じることが望ましい取組については、次のとおりで す。なお、セクシュアルハラスメントについては、	平25規則34第231条 (準用第87条第4項)	
関係を背景とした言動であって業 務上必要かつ相当な範囲を超えた ものにより福祉用具専門相談員の		よのいたは、 上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。	準用(平11老企25 第3・6・3(5))	
就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を 請じていますか。	-		イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、 事業主が講場における性的な言動に起因する 問題に関して雇用管理上講ず働省告示第615 号)及び事業主が職場における優越的な関係 を背景とした言動に起因する問題に関して雇 用管理上講ずべき措置等についての指針(令 和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハ	
		ラスメント指針」という。)において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。		
		a 事業主の方針等の明確化及びその周知・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。		
		b 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。		
		ロ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等 からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメ ント)の防止のために、事業主が雇用管理上 の配慮として行うことが望ましい取組の例と して、		
		① ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ② 被害者への配慮のための取組(メンタル		

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		へルスでする。 (本) では、 (本) では、 (
21 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 感染症では、差たれ全い さ ・ のにを を	(準用第8条の2第1項) 準用(平11老企25

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		対応体制等) c 他施設及び地域との連携	
(2) 福祉用具専門相談員に対し、業務 継続計画について周知するととも に、必要な研修及び訓練を定期的 に実施していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が 継続して指定福祉用具貸与の提供を受けられる う、業務継続計画を策定するとともに、当該業必 続計画に従い、福祉用具専門相談員に対して な研修及び訓練(シミュレーション)を実施して ださい。 なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施に さお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施に いては、事業所にまとの連携等により行うことも し支えありまた、感染症や災害が発生した場合には、従業者が 連携し取り組むことが求められることから、研修 び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加で きるようにすることが望ましいです。	(準用第8条の2第2 項) 準用(平11老企25
		○ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行ってください。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。	準用(平11老企25 第3·2·3(7))③
		○ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施してください。感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問いませんが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。	準用(平11老企25 第3·2·3(7))④
(3) 定期的に業務継続計画の見直しを 行い、必要に応じて業務継続計画 の変更を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平24条例46第97条 (準用第8条の2第3 項)
22 適切な研修の機会の確保並びに福 祉用具専門相談員の知識及び技能 の向上等			
(1) 福祉用具専門相談員の資質の向上 のために、福祉用具に関する適切 な研修の機会を確保しています か。	はい・いいえ ・該当なし	○ 福祉用具の種類が多種多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められます。このため、事業者は福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものです。	
(2) 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、サービスの目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 福祉用具専門相談員は、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、適切な福用用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められているため、福祉用具専門相談員は常に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこととしたものです。	
23 特定福祉用具の取扱種目 (1) 利用者の身体の状態の多様性、変	はい・いいえ		平25規則34第231条

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の特定 福祉用具を取り扱うようにしていますか。	・該当なし		(準用第217条)
2 4 衛生管理等 (1) 事業者は、従業者の清潔の保持及 び健康状態について、必要な管理 を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第231条 (準用第28条第1項)
(2) 事業所の設備及び備品について、 衛生的な管理に努めていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 福祉用具専門相談員が感染源となることを予防し、 また福祉用具専門相談員を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等 を備えるなど対策を講じてください。	準用(平11老企25第
			3 • 1 • 3 (23)) ①
(3) 当該事業所において感染症が発生 し、又はまん延しないように、次 に掲げる措置を講じていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき 措置については、具体的には次の取扱いとします。 各事項について、事業所に実施が求められるもので すが、他のサービス事業者との連携等により行うこ とも差し支えありません。	(準用第8条の3) 準用(平11老企25第
- 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 感する音、	
二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染ででは、標準のがな予防策)等、発生時の対応とはては、標準のの把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、禁における事業所関係課等の関係機関との連携、の担保がある事業が想定されたよことも必要です。は、はいる事業所内の連絡体制を整備し、明記して記載内容の例につおまれぞれの項目の記載内容の例につる無いでは、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。	
三 事業所において、従業者に対し感 染症の予防及びまん延の防止のた めの研修及び訓練を定期的に実施 していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		すのとす。 ・ は、 ・ に、 ・ がはは、 ・ がはは、 ・ がは、 ・ は、 ・ がは、 ・ は、 ・ がは、 ・ がは、 ・ がいる、 ・ がいる、 ・ で、 ・ がいる、 ・ がいる、 ・ がいる、 ・ で、 ・ がいる、 ・ がいる、 ・ で、 ・ がいる、 ・ で、 ・ で、 ・ で、 ・ で、 ・ 、 、 と、 ・ がいる。 ・ で、 ・ で、 ・ で、 ・ で、 ・ で、 ・ で、 ・ 、 と、 ・ で、 ・	
25 掲示等 (1) 事業所の見やすい場所に、利用申 込者のサービスの選択に資すると 認められる重要事項(以下「重要 事項という。」)を掲示していま すか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第231条 (準用第219条第1 項)
(2)(1)に規定する事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 重要事項を記載した書面を関係者が自由に閲覧可能 な形で事業所内に備え付けることで、(1)の掲示に 代えることができるものです。	平25規則34第231条 (準用第219条第2 項)
【※令和7年4月1日より適用】 (3) 指定福祉用具貸与事業者は、原則 として、重要事項をウェブサイト に掲載していますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第231条 (準用第219条第3 項)
(4) 利用者の特定福祉用具の選択に資するため、事業所に、その取扱う福祉用具の品名及び品名ごとの販売費用の額その他の必要事項が記載された目録等を備え付けていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第231条 (準用第219条第4 項)
2 6 秘密保持等 (1) 従業者は、正当な理由がなく、業 務上知り得た利用者又はその家族 の秘密を漏らしていませんか。	はい・いいえ ・該当なし	O 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書 等をとるなどの措置を講じてください。	平24条例46第97条 (準用9条第1項)
(2) 従業者であった者が、正当な理由 がなく、その業務上知り得た利用 者又はその家族の秘密を漏らすこ とがないよう、必要な措置を講じ ていますか。	はい・いいえ ・該当なし	持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば	平24条例46第97条 (準用9条第2項) 準用 (平11老企25 第3・1・3(25)②)
(3) サービス担当者会議等において、 利用者の個人情報を用いる場合は 利用者の同意を、利用者の家族の 個人情報を用いる場合は当該家族 の同意を、あらかじめ文書により 得ていますか。	はい・いいえ ・該当なし	O この同意については、サービス提供開始時に利用者 及びその家族の代表から包括的に同意を得ることで 足りるものです。	平24条例46第97条 (準用9条第3項) 準用 (平11老企25 第3・1・3(25)③)
(4) 「個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)」、「個人 情報に関する基本方針(平成16年 4月2日閣議決定)及び「医療・介 護関係事業者における個人情報の 適切な取扱いのためのガイダンス	はい・いいえ ・該当なし	⇒ 貴事業所が実施する個人情報保護に関する取組について記入してください。 規定の整備 規定の名称: 安全管理措置 組織体制の整備	個人情報の保護に 関する法律 医療・介護関係事 業者における個人 情報の適切な取扱 いのためのガイダ ンス

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(平成29年4月14日個人情報味護安員会・厚生労働省)」(以下「ガイダンス」)に基づき、入所者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。		研修の実施 その他 (第三者提供 に係る記録 に係る記録 の方法	
		の方法 (の他) 方法 有 方 (部署名: のの有無 無	
		○ 「個人情報の保護に関する法律」の概要 ① 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと(法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ること	
		が困難であるとき等を除く。) ② 個人情報は適正な手段により取得し、あらかじめその利用目的を明示している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知又は公表すること。なお、要配慮個人情報については、事前に本人の同意を得ること	
		③ 個人データについては、正確・最新の内容に保つように努め、漏えい、滅失又はき損の防止等安全管理措置を講じるとともに、従業者及び委託先を監督すること(安全管理措置の取組例については「ガイダンスⅢ4(2)」を参照)	
		④ 第三者に個人データの提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得た上で行い、提供年月日、本人から同意を得ている旨、当該第三者の氏名又は名称等、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること	
		また、第三者から個人データの提供を受ける場合は、当該第三者の氏名及び住所等、当該第三者による個人データ取得の経緯について確認した上で受領し、当該確認した情報、個人データ受領年月日、同意を得ている旨、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること(保存期間は個人データの作成方法による。最長3年)	
		⑤ 保有個人データについては、当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、利用目的等について、本人の知り得る状態に置き、本人が利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用停止等を求めたときは、適切に対応すること ⑥ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をするこ	
		〇 改正個人情報保護法 (H29.5.30施行) では、5,000 件以下の個人情報取扱事業者も対象となりました。	
		○ 用語の定義 ・ 個人情報 生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの又は個人識別符号 (DNA、指紋、マイナンバー、被保険者証の記号・番号等)が含まれるもの ・ 個人データ 個人情報	
		・要配慮個人情報 本人の人権、信条、社会的身分、病歴、犯罪 歴、犯罪被害者となった事実、診療録等の診 療記録、健康診断の結果、障害、その他本人 に対する不当な差別、偏見その他不利益が生 じないようにその取扱いに特に配慮を要する 個人情報	
		○ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(1) 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていませんか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第231条 (準用第30条)
28 居宅介護支援事業者に対する利益 供与の禁止 (1) 居宅介護支援事業者又はその従業 者に対し、利用者に対して特定の 事業者によるサービスを利用させ ることの対償として、金品その他 の財産上の利益を供与していませ	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第231条 (準用第31条)
んか。 29 苦情処理 (1) サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。 ① 苦情を受け付けるための窓口を設置する ② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする ③ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する ④ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲	平25規則34第231条 (準用第32条第1項) 準用(平11老企25 第3・1・3(28)①)
(2) 苦情を受け付けた場合には、当該 苦情受付日、その内容等を記録し ていますか。	はい・いいえ ・該当なし	示し、かつ、ウェブサイトに掲載する 〇 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。	平25規則34第231条 (準用第32条第2項) 準用 (平11老企25 第3・1・3(28)②)
(3) 市町村が行う文書その他の物件の 提出若しくは提示の求め又は当該 市町村の職員からの質問若しくは 照会に応じ、利用者からの苦情に 関して市町村が行う調査に協力す るとともに、指導又は助言を受け た場合においては、当該指導又は 助言に従って必要な改善を行って いますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第231条 (準用第32条第3項)
(4) 市町村からの求めがあった場合に は、(3)の改善の内容を市町村に 報告していますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第231条 (準用第32条第4項)
(5) 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第231条 (準用第32条第5項)
(6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を報告していますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第231条 (準用第32条第6項)
30 地域との連携等 (1) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け 入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規 定したものです。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービ ス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラ ブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て 行う事業が含まれます。	(準用第33条第1項)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(2) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定福祉用具貸与を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定福祉用具貸与の提供を行うよう努めていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する福祉 用具貸与事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住 する要介護者に福祉用具貸与を提供する場合、当該 高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対 象としたサービス提供が行われないよう、「提供拒 否の禁止」の項目での正当な理由がある場合を除 き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者に もサービス提供を行うよう努めなければならないこ とを定めたものです。	平25規則34第231条 (準用第33条第2項) 準用 (平11老企25 第3・1・3(29)②)
3 1 事故発生時の対応 (1) サービスの提供により事故が発生 した場合は、市町村、当該利用者 の家族、当該利用者に係る居宅介 護支援事業者等に連絡を行うとと もに、必要な措置を講じています か。	はい・いいえ ・該当なし	○ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。	平24条例46第97条 (準用第10条第1項) 準用 (平11老企25 第3・1・3(30)①)
(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての 記録は、2年間保存しなければなりません。	平24条例46第97条 (準用第10条第2項)
(3) 利用者に対するサービスの提供に より賠償すべき事故が発生した場 合は、損害賠償を速やかに行って いますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。	平24条例46第97条 (準用第10条第3項) 準用(平11老企25 第3·1·3(30)②)
(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	はい・いいえ ・該当なし		準用 (平11老企25 第3・1・3(30)③)
32 虐待の防止 (1) 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいいます。 ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は、長時間の放置その他の高齢者を養護すべろ。 ③ 高齢者に対する高齢者とと。 ③ 高齢者に対する高齢者に対い心理の外傷を与える言動を行うこと。 ④ 高齢者にわいせつな行為をさせることととのに当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	高齢者虐待防止法 第5条 高齢者虐待防止法 第2条
(2) 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。	はい・いいえ ・該当なし		高齢者虐待防止法 第20条
(3) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然にいよするため、所入の発生した場合の対護第12年、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護第124号。以下るところであり、その実効性を高め、入格の尊重が達成されるところであり、その実成されるところであり、その実成されるところであり、その実成されるところであり、その実成されるところであり、その実がされるところであり、その実成されるところであり、その実成されるところであり、とします。よりでは、おりには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	(準用第10条の2) 準用(平11老企25

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。	
		・ 虐待等の早期発見 事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望まれます。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、適切な対応をしてください。	
		・ 虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の 窓口に通報される必要があり、事業者は当該 通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村 等が行う虐待等に対する調査等に協力するよ う努めてください。	
		以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとします。	
- 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 虐待の防止のための対策を検討する委員会 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期 発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確 実に防止するための対策を検討する委員会であり、 管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メン パーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定 期的に開催することが必要です。また、虐待防止の 専門家を委員として積極的に活用することが望まれ ます。	
		5万、 一方、信待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なしのであることが想されるだめ、その性質上、一個別の状況に応考者に共有さいです。 「真に対応するとはい重要です。他の会議体を設置に対応するとはが重要は、他の会議体を設置をは、他の会議体を設置ないの会議体を設置がいる場合に、と一体のは、事業所に実の連携をいるものですが、他のサービス事業との連携等により行うことも差し支えありません。	
		また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。	
		虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る必要があります。	
		イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に 関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関する こと	
		ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる 体制整備に関すること ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町 村への通報が迅速かつ適切に行われるための	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		方法に関すること へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること	
二 事業所における虐待の防止のため の指針を整備していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 虐待の防止のための指針 事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方 金 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 の成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項	
三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 虐待の防止のための従業者に対する研修 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切を知識を普及・啓発するものであるととで、当待の防止の徹底を行うものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、口グラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。また、研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。	
四 一から三までの措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者福祉用具販売事業所における虐待を防止する適のの実施するための実施を適られて、一切のでに掲げる措置を適らされて、担当をでにとが必要です。を当るとして、担当をでいるとのでは、過少のでは、自己をでいるをできません。なる。なお、同一体のでの複数担当(※)ののでは、自己をでいる。のでは、自己をは、自己をでいる。のでは、自己をでいる。のでは、自己をでいる。 「は、自己をでいる。」のでは、自己をでいる。 「は、自己をでいる。」をいる。 「は、自己をいる。」をいる。 「は、自己をいる。」をいる	
33 会計の区分 (1) 事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ① 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日老計第8号) ② 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18	平25規則34第231条 (準用第34条) 準用(平11老企25 第3・1・3(32))

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		号) ③ 「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会 福祉法人会計基準の取扱いについて」(平成 24年3月29日 老高発第0329第1号)	
3 4 記録の整備 (1) 従業者、設備、備品及び会計に関 する諸記録を整備していますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則34第230条 第1項
(2) 利用者に対するサービスの提供に関する右の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。	はい・いいえ ・該当なし	 ① 特定福祉用具販売計画 ② 条例第96条の2第2号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ③ 条例第97条において準用する条例第10条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ④ 規則第225条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑤ 規則第231条において準用する第22条の規定による市村への通知に係る記録 ⑥ 規則第231条において準用する第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録 〇 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。 	
35 電磁的記録等 (1) 作のでは、保存をの他に、ないでは、保存をできるでは、保存をできるでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	はい・いいえ・該当なし		第1項
(2) 指定居宅サービス事業者の提供に、 当たる者は、交付、記れらいの同様では、 承諾、(の他これらいが見いのうち、 をのがで行うされるしたが見にののが、書いてはで行うされる手でで行うされるがでは、 のうち、るとは、 のうな、当該を対してのののが、 は、で、子のでは、 は、で、子のでは、 は、で、子のでは、 は、で、子のでののでのでのでのでは、 は、で、子のでは、 は、で、子のでは、 は、で、子のでは、 は、このでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	はい・いいえ ・該当なし	○ 利用者及びその家族等(以下「利用者等」という。)の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。)について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものです。 (1) 電磁的方法による交付は、基準第3条の7第2項から第6項まで及び予防基準第11条第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。 (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合	平11老企25第5・1

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。 (3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。	
		(4) その他、基準第183 条第2項及び予防基準第90 条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。	
		(5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	
第2-1 基本方針(特定介護予防福祉)	—————————————————————————————————————		
1 基本方針 (1) 特定介護予防福祉用具販売の事での事での事でである。 またののでは、できるとのでは、できるとのでは、できるとのでは、できるとのでは、できるとのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、	はい・いいえ ・該当なし		平25規則35第212名
第2-2 人員に関する基準(特定介護 ⁻	予防福祉用具販売)		
1 人員基準 (1) 特定予防福祉用具販売事業福祉用具販売事業者福祉用具販売事業者福祉用具販売事業者福祉用具貸与事業者の指定を併せる場合の事業においての事業においての事業においての事業におけるるはおけるにはおけるにはおけるにはおけるを満にもできる。			平24条例47第86条 第2項
第2-3 設備に関する基準(特定介護 ⁻			
1 設備基準 (1) 特定予防福祉用具販売事業者 が特定福祉用具販売事業者介護祉用具販売事業者介護社用具販売事業を所福祉用具販売事業と特定福祉用具販売事業との事業との事業との事業にあるとを表演にあるとを表演には、特定をあります。			平25規則35第213 3 第2項

	自主点検項目	点検結果		記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
	すことができます。				
第2	- 4 運営に関する基準(特定介護 ³	予防福祉用具販売))		
1	特定介護予防福祉用具販売の基本 取扱方針				
(1)	特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	はい・いいえ ・該当なし	0	サービスの提供に当たっては、一人一人の高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。	第1項 平11老企25第4・
(2)	提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい・いいえ ・該当なし			平25規則35第219条 第2項
(3)	サービスの提供に当たっては、利 用者ができる限り要介護状態とな	はい・いいえ ・該当なし			平25規則35第219条 第3項
	らないで自立した日常生活を営む ことができるよう支援をすること を目的とするものであることを常 に意識していますか。				
(4)	利用者がその有する能力を最大限 活用することができるような方法	はい・いいえ ・該当なし	0	供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こ	第4項
	によるサービスの提供に努めるていますか。			し、サービスへの依存を生み出している場合がある との指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大 限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者 のできる能力を阻害するような不適切なサービス提 供をしないよう配慮してください。	平11老企25第4・ 3・10(1)②
	特定介護予防福祉用具販売の具体 的取扱方針				
(1)	サービスの提供に当たっては、利 用者の心身の状況、希望及びその	はい・いいえ ・該当なし			平25規則35第220条 第1号
	置かれている環境を踏まえ、特定 介護予防福祉用具が適切に退 、物知識に基等の大きでは 、のは、 、のは、 、のは、 、のは 、のは 、のは 、のは 、のは 、のは				
(2)	サービスの提供に当たっては、特 定介護予防福祉用具販売計画に基	はい・いいえ ・該当なし			平25規則35第220条 第2号
	づき、利用者が日常生活を営むの に必要な支援を行っていますか。				
(3)	対象福祉用具に係る指定特定介護 予防福祉用具販売の提供に当たっ	はい・いいえ ・該当なし	0	対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売 の提供に当たっては、規定に基づき、福祉用具貸与	平25規則35第220条 第3号
	で用名が指定を 一、は に 大は に に に に に に に に に に に に に			文は特定では、 ででてて 活性用具販売のいりである。 には、 でででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 です	平11老企25第4・3・10(2)②

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		援専門員等と連携するなどの方法により聴取するものとするが、利用者の安全の確保や自立を支援する必要性から 遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。	
(4) サービスの提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、 点検を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則35第220条 第4号
(5) サービスの提供に当たっては、利 用者の身体の状況等に応じて特定 介護予防福祉用具の調整を行うと ともに、当該特定介護予防福祉用 具の使用方法、使用上の留意事 項、故障時の対応等を記載した文	はい・いいえ ・該当なし	〇 特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等、利用に際しての注意事項について十分説明してください。	平25規則35第220条 第5号
書を利用者に交付し、十分な説明を行ったうえで、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。		「特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意 事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特 定介護予防福祉用具の製造事業者、特定介護予防福 祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいいま す。	
(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護 予防福祉用具販売の提供に当たっ ては、利用者等からの要請等に応 じて、販売した対象福祉用具の使 用状況を確認するよう努めるとと もに、必要な場合は、使用方法の 指導、修理等を行うよう努めてい ますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 対象福祉用具に係る サービスを提供した福祉用具専門相談員は利用者等に対し、福祉用具の不具合時の連絡等使用に当たっての要請が行えるよう連絡先を情報提供してください。	平25規則35第220条第6号 平11老企25第4・3・10(2)⑤
(7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	はい・いいえ ・該当なし		平24条例47第88条 の2第1号
(8) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい・いいえ ・該当なし		平24条例47第88条 の2第2号
(9) 介護予防サービス計画に特定介護 予防福祉用具販売が位置づけられ る場合には、当該計画に特定介護 予防福祉用具販売が必要な理由が 記載されるように必要な措置を講 じていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて「利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行う」ことを基本として、特定介護予防福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じてください。	第6号 平11老企25第4·
3 特定介護予防福祉用具販売計画の作成(4) たけの見まままままま			T-05+BBU0565001 &
(1) 福祉用具専門相談員は、利用者の 心身の状況、希望及びその置かれ ている環境を踏まえて、特定介護 予防福祉用具販売の目標、当該目 標を達成するための具体的なサー ビスの内容、サービスの提供を行 う期間等を記載した特定介護予防	はい・いいえ ・該当なし	○ 特定介護予防福祉用具貸与の利用がある場合は、特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成してください。 ○ 特定介護予防福祉用具販売計画作成に当たっては、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行	第1項 平11老企25第4・
福祉用具販売計画を作成していますか。		う」ことを基本として、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由有場的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由有場所にしてください。その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載してくささい。なお、特定介護予防福祉用具販売計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。	3 • 10 (3) ①

	自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(2)	特定介護予防福祉用具販売計画 は、既に介護予防サービス計画が 作成されている場合は、当該計画 の内容に沿って作成しています か。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則35第221条 第2項
(3)	福祉用具専門相談員は、特定介護 予防福祉用具販売計画の作成に当 たっては、その内容について利用 者又はその家族に対して説明し、 利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ ・該当なし		平25規則35第221条 第3項
(4)	福祉用具専門相談員は、特定介護 予防福祉用具販売計画を作成した 際には、当該特定介護予防福祉用 具販売計画を利用者に交付してい ますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 特定介護予防福祉用具販売計画は、利用者の心身の 状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて内 成されなければならないものであり、サービス内め 等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売 計画の作成に当たっては、その内容等を説明したう えで利用者の同意を得なければならず、また、当該 特定介護りません。 なお、特定介護予防福祉用具販売計画は、完結の日 から2年間保存しなければなりません。	第4項 平11老企25第4· 3·10 (3)(3)
(5)	福祉用具専門相談員は、対象福祉 用具に係る指定特定介護予防福祉 用具販売の提供に当たっては、特 定介護予防福祉用具販売計画の作 成後、当該特定介護予防福祉用具 販売計画に記載した目標の達成状 況の確認を行っていますか。	はい・いいえ ・該当なし	○ 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該計画の作成後、少なくとも1回、当該計画に記載した目標の達成状況の確認方法はでください。なお、目標の達成状況の確認方法は、問問に限らず、本人や関係者へのテレビ電話装置等の活用に除らずまれるものとし、テレビ電話との適切に限らず、極くとは、個人情報保護をの活用に際いては、個人情報保護を負債を予働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守してください。	平25規則35第221条 第5項
4	その他運営基準は、福祉用具貸与 事業の運営基準と同様です。			
第 3	変更の届出等			
1 (1)	変更の届出等 事業所の名称及び所在地その他右 記の事項に変更があったとき、又 は事業を再開したときは、10日以 内にその旨を市長(市福祉部介護 保険課)に届け出ていますか。	はい・いいえ ・該当なし	 事業所の名称及び所在地 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該特定福祉用具販売の指定に係る事業に関するものに限る。) 事業所の平面図及び設備の概要 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 運営規程 役員の氏名、生年月日及び住所 	法第75条第1項
			〇 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、 その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市 長(市福祉部介護保険課)に届け出てください。	
第 4	その他			
1 (1)	指定情報公表センターへ年1回、 基本情報と運営情報を報告すると	はい・いいえ ・該当なし	○ 新規事業所は基本情報のみ報告し、既存事業所は基本情報と運営情報を報告します。	法第115条の35第1 項
	ともに、見直しを行っています か。		│ │ ○ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支 │ 払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象	施行規則第140条の 44

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
自主点検項目 (1)業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。	点検結果 はい:	記入欄及び点検のポイント 届出年月日 届出先 (届出先) ① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事別大臣 ② 指定事業者働大臣 ② 指定事業所の所在し、かつ、2 以上の都道府県に所在し、かつ、2 以下の事務所の原生局の所在地の都道府県に所在し、かっまたる事務所の所在地の都道府県に所在する事業のおりままた。 まずでである事業所が1の指定都市の区域に所在する事業が1の指定事業所が1の指定都市の区域に所在する事業のおります。 まずである事業のおります。 まずである事業のおります。 まずである事業のおります。 まずでは、1、1の管管をでは、1、1の管管をでは、1、1のでは	川越市介護保険規 - 則第47条 (法第115条の32第1 項、第2項)
(2) 業務管理体制(法令等遵守)についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。 (3) 業務管理体制(法令等遵守)について、具体的な取組を行っていますか。 (4) 業務管理体制(法令等遵守)の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	はい・いいえ ・ 該 ・ いい ・ いい ・ いい ・ いい ・ いい ・ いい ・ いい	・整備届出事項 ・ 主整備届出事項 ・ 主查令之之期的実施 ・	